

「契約の趣旨」及び「契約の解釈」に関する意見

平成26年3月4日

東京弁護士会 法制委員会バックアップ会議有志

篠塚 力 大西英敏 児玉隆晴 中込一洋

荒木理江 岩田修一 泉原智史 小松達成

「契約の趣旨」及び「契約の解釈」に関して

〈意見の趣旨〉

- 1 今回の改正において、履行不能、債務不履行、解除、賃貸借、消費貸借、委任、雇用、売買及び請負などの多くの重要な項目において用いられている「契約の趣旨」という文言の意味を明らかにすること、及び契約の解釈のあり方について明確化することにより、「国民一般に分かりやすい民法」を実現するべく、以下のような規定を設けるべきである。

[条項骨子案 その1]

契約の内容についての当事者の共通の理解が明らかでないとき（又は共通の理解が存在しないとき）は、契約は、当事者が用いた文言その他の表現の通常の意味のほか、当事者が契約をした目的、当該契約の性質、当該契約締結に至る経緯その他当該契約に関する一切の事情に基づき、取引通念を考慮して、当該契約の当事者が合理的に考えれば理解したと認められる意味に従って解釈しなければならない。

- 2 仮に、上記のような契約の解釈の規定を設けることが困難であれば、端的に「契約の趣旨」の意味を理解するための手がかりを法文上において設けるという見地から、下記のような規定を設けるべきである。

[条項骨子案 その2]

契約は、当事者が用いた文言その他の表現の通常の意味のほか、当事者が契約をした目的、当該契約の性質、当該契約締結に至る経緯その他当該契約に関する一切の事情（当該契約に関する取引通念を含む。）を考慮して解釈しなければならない。

〈意見の理由〉

- 1 上記1について

まず、契約当事者の意思が一致しているのであれば、それに従った法律関係が形成されるものと取り扱うべきであるので、中間試案第29の「契約の解釈」

の第1項においては、「契約の内容について当事者が共通の理解をしていたときは、契約は、その理解に従って解釈しなければならない」旨の規定を置くことが謳われていた。

今日においても、この考え方自体は、自明な点を明確化するものとして妥当であると考えるが、「当然のことであって規定を設けるまでもない」との批判、あるいは「契約の解釈は契約書に用いられた文言等の客観的事情を出発点にして、通常人であればそれをどのようにするかという客観的な意味を探求する作業として行われるべきである」との批判がある。

そこで、契約の意味をめぐる裁判が提起された場合のほとんどが「当事者の共通の理解が明らかでないとき」であることに鑑み、そのことを中心とする規定を設け、かつ、その際の解釈基準として契約の文言その他の外形を出発点としつつも、契約の目的や性質、当該契約締結に至る経緯その他当該契約に関する一切の事情に基づき判断する旨を明記するのであれば、それらの批判はいずれも克服することができ、かつ現行の実務にも合致すると思われる。

すなわち、契約の内容についての当事者の共通の理解が明らかでないときは、その契約の文言その他契約の外形のみに従って契約内容を解釈するのは相当ではない。契約当事者がその意思に基づいて契約することにより法律関係を形成するのであるから、示された表示内容の理解については、当該契約の目的と性質、当該契約締結に至る経緯その他一切の事情を考慮して、当事者にとって合理的であったかどうかを考えるのが妥当である。

そして、併せ、当事者の合理的意思による解釈を補足するものとして、契約に関する一切の事情に基づき、取引通念を考慮すべきことをも明文化することが妥当である。

特に、今回の要綱案のたたき台によれば、後記（参照）のとおり、前述のとおり重要な論点のうち、少なくとも27項目という多くの項目において「契約の趣旨」という文言が計38個所に渡って用いられているところ、その意味を明らかにする定義規定は、今のところ設けないとのことである。

そうすると、このように多用されている重要な文言である「契約の趣旨」の意味について、様々な解釈がされてしまうおそれがあり、法的安定性を欠くばかりか、従前の当会の意見書においても指摘したとおり、契約の文言のみにとられる解釈が横行するおそれすら存在する。

そのようなことは、様々な事情や状況の中で契約をせざるを得ない立場の弱い多くの国民・ユーザーからすれば、到底受け入れがたいものであって、そのようなことにならないよう「契約の趣旨」の意味を定義化するか、その意味を理解するための手がかりを法文上に設けるべきであり、上記1記載の条項骨子案のような規定を設けるのが妥当である。

なお、契約の内容についての当事者の共通の理解が明らかでない時のみならず、「共通の理解が存在しないとき」も問題になる旨の批判もあることから、その点について条項骨子案その1のカッコ書きにて、その旨を記載した。

2 上記2について

上記1のような条項骨子案であれば、様々な批判に対応する形で規定を設けることができると考えるが、さらに、これに対しては「要するに『契約の内容を合理的に解釈しなければならない』という内容の乏しい規律にとどまっている」旨の批判がある。

これに対しては、2014年2月25日付山本敬三部会幹事意見書（3頁）の反論が妥当すると考えるが、さらに、「契約の趣旨」の定義規定を置かない場合には、「契約の趣旨の意味を理解するための手がかりを法文上に設ける」という重要な点が看過されていることを指摘することができる。

この「契約の趣旨」という文言の意味が、規定上からは全く分からないというのでは、「国民一般に分かりやすい民法」を実現するという法制審議会に対する法務大臣の諮問の趣旨にそぐわないばかりか、上記のとおり重大な問題をはらむのであって、今回の民法（債権法）改正のあり方の根幹にかかわると言わなければならない。

それ故、仮に、上記1のような条項を設けない場合であっても、少なくとも「契約の趣旨」の意味を理解するための手がかりを法文上に設けるべきであり、それは端的には上記2のような条項案であると言うべきである。

参照 「契約の趣旨」が用いられている論点

- 1 履行の不能（履行請求権の限界事由）（部会資料68A）
 - (1) 債務の履行が不能（その債務が契約によって生じたものである場合にあっては、当該契約の趣旨に照らして不能であることをいう。以下同じ。）であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができないものとする。
- 2 債務不履行による損害賠償（民法第416条関係）（部会資料68A）
 - (2) 上記（1）の債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由（その債務が契約によって生じたものである場合にあっては、当該契約の趣旨に照らして債務者の責めに帰することができない事由をいう。）によるものであるときは、債務者は、その債務の不履行による損害賠償の責任を負わないものとする。
- 3 損害賠償の範囲（民法第416条関係）（部会資料68A）

債務の不履行に対する損害賠償の請求は、その不履行によって生じた損害のうち次に掲げるものの賠償をさせることをその目的とするものとする。

- (1) その不履行によって通常生ずべき損害
- (2) 上記(1)に該当しない損害であって、その不履行の時点において債務者が予見すべきであった損害(その債務が契約によって生じたものである場合にあっては、当該契約の趣旨に照らして債務者が予見すべきであった損害)

4 履行遅滞等による解除の要件(民法第541条・第542条関係) (部会資料68A)

- (4) 上記(1)から(3)までの債務の不履行が契約の趣旨に照らして相手方の責めに帰すべき事由によるものであるときは、相手方は、契約の解除をすることができないものとする。

5 履行不能による解除の要件(民法第543条関係) (部会資料68A)

- (3) 上記(1)又は(2)の履行の不能が契約の趣旨に照らして債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、契約の解除をすることができないものとする。

6 特定物の引渡しの場合の注意義務(民法第400条関係) (部会資料68A)

債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならないものとする。この場合において、債権が契約によって生じたものであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、当該契約の趣旨に照らして定まる善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならないものとする。

7 賃貸物の修繕等(民法第606条第1項関係) (部会資料69A)

- (1) 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負うものとする。ただし、契約の趣旨に照らして賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要になったときは、この限りでないものとする。

8 賃借物の一部滅失等による賃料の減額等(民法第611条関係) (部会資料69A)

- (1) 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが契約の趣旨に照らして賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その

使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。

- (2) 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなり、かつ、それが契約の趣旨に照らして賃借人の責めに帰すべき事由によるものである場合において、賃貸人が自己の債務を免れたことによつて利益を得たときは、賃貸人は、これを賃借人に償還しなければならないものとする。

9 賃貸借終了後の収去義務及び原状回復義務（民法第616条、第598条関係）（部会資料69A）

- (3) 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負うものとする。ただし、その損傷が契約の趣旨に照らして賃借人の責めに帰することができない事由によつて生じたものであるときは、この限りでないものとする。

10 損害賠償及び費用償還の請求権に関する期間制限（民法第621条、第600条関係）（部会資料69A）

- (1) 契約の趣旨に反する使用又は収益によつて生じた損害の賠償は、賃貸人が賃借物の返還を受けた時から1年以内に請求しなければならないものとする。

11 消費貸借における貸主の担保責任（民法第590条関係）（部会資料70A）

- (1) 利息付きの消費貸借において、引き渡された目的物が当該消費貸借契約の趣旨に適合していない場合における貸主の担保責任については、売主の担保責任に関する規定を準用する。

- (2) 無利息の消費貸借において、引き渡された目的物が当該消費貸借契約の趣旨に適合していない場合における貸主の担保責任については、贈与者の担保責任に関する規定を準用する。

- (3) 利息の有無にかかわらず、借主は、当該消費貸借契約の趣旨に適合していない引き渡された物の価額を返還することができる。

12 使用貸借終了後の収去義務及び原状回復義務（民法第598条関係）（部会資料70A）

- (3) 借主は、借用物を受け取った後にこれに生じた損傷がある場合において、使用貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、

その損傷が契約の趣旨に照らして借主の責めに帰することができない事由によって生じたものであるときは、この限りでない。

13 損害賠償及び費用償還の請求権に関する期間制限（民法第600条関係）
（部会資料70A）

(1) 契約の趣旨に反する使用又は収益によって生じた損害の賠償は、貸主が目的物の返還を受けた時から1年以内に請求しなければならない。

14 仕事が完成しなかった場合の報酬請求権・費用償還請求権（部会資料72A）

(3) 契約の趣旨に照らして注文者の責めに帰すべき事由によって仕事を完成することができなくなったときは、請負人は、報酬及びその中に含まれていない費用を請求することができる。この場合において、請負人は、自己の債務を免れたことにより利益を得たときは、それを注文者に償還しなければならない。

15 仕事の目的物が契約の趣旨に適合しない場合の請負人の責任（部会資料72A）

(1) 仕事の目的物が契約の趣旨に適合しない場合の修補請求権の限界（民法第634条第1項関係）仕事の目的物が契約の趣旨に適合しないものであるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、その修補の請求をすることができる。ただし、契約の趣旨に照らしてその修補の履行が不能であるときは、この限りでない。

16 委任事務の全部又は一部の処理が不能となった場合の報酬請求権（民法第648条第3項関係）（部会資料72A）

イ 委任事務の全部又は一部を処理することができなくなったことが契約の趣旨に照らして委任者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受任者は、報酬の請求をすることができる。この場合において、受任者は、自己の債務を免れたことにより利益を得たときは、それを委任者に償還しなければならない。

17 雇用の報酬に関する規律（労務の履行が途中で終了した場合の報酬請求権）
（部会資料73A）

(2) 労務を履行することができなくなったことが契約の趣旨に照らして使用

者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、労働者は、報酬の請求をすることができる。この場合において、労働者は、自己の債務を免れたことにより利益を得たときは、これを使用者に償還しなければならない。

18 売主の義務（以下、部会資料75A）

- (1) 売主は、移転すべき権利の内容（他人の地上権、抵当権その他の権利の負担の有無を含む。）に関し、その売買契約の趣旨に適合するものを買主に移転する義務を負う。
- (2) 売主は、売買の目的が物であるときは、性状及び数量に関して、その売買契約の趣旨に適合するものを引き渡す義務を負う。

19 売主の追完義務

- (1) 引き渡された目的物が性状及び数量に関して契約の趣旨に適合しないものであるときは、買主は、その内容に応じて、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) 買主が請求した履行の追完の方法と異なる方法を売主が提供する場合において、売主の提供する方法が契約の趣旨に適合し、かつ、買主に不相当な負担を課するものでないときは、履行の追完は、売主が提供する方法による。

20 買主の代金減額請求権

- (1) 引き渡された目的物が性状及び数量に関して契約の趣旨に適合しないものである場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、売主がその期間内に履行の追完をしないときは、買主は、意思表示により、その不適合の割合に応じて代金の減額を請求することができる。
- (3) 引き渡された目的物が性状及び数量に関して契約の趣旨に適合しないものである場合において、その不適合が契約の趣旨に照らして買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、代金の減額を請求することができない。

21 売買における 損害賠償の請求及び契約の解除

引き渡された目的物が性状及び数量に関して契約の趣旨に適合しないものであるときは、買主は、債務不履行一般の規定による損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

22 権利移転義務の不履行に関する売主の責任等

前記3から5までの規定は、売主が買主に移転した権利の内容が契約の趣旨に適合しないものである場合及び売主が買主に権利の全部又は一部を移転しない場合について準用する。

23 買主の権利の期間制限

(1) 売主が性状に関して契約の趣旨に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合の事実を知った時から1年以内に当該事実を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由とする前記3から5までの規定による履行の追完の請求、代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの際に目的物が契約の趣旨に適合しないものであることを知っていたとき又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

24 競売における買受人の権利の特則（民法第568条第1項）

強制競売における買受人は、前記4から7までの規定（目的物の性状において契約の趣旨に適合しないものである場合に関するものを除く。）により、債務者に対し、代金減額の請求又は契約の解除をすることができる。

25 抵当権等の登記がある場合の買主による代金支払の拒絶（民法第577条関係）

買い受けた不動産について契約の趣旨に適合しない抵当権の登記があるときは、買主は、抵当権消滅請求の手續が終わるまで、その代金の支払を拒むことができる。この場合において、売主は、買主に対し、遅滞なく抵当権消滅請求をすべき旨を請求することができる。

26 売買の目的物の滅失又は損傷に関する危険の移転

(1) 売主が買主に契約の趣旨に適合する目的物を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が売主の責めに帰することができない事由によって滅失又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由とする前記3から5までの規定による履行の追完の請求、代金減額の請求又は契約の解除をすることができない。

27 請負における仕事の目的物が契約の趣旨に適合しない場合の注文者の権利の期間制限（民法第637条関係）

請負人が性状に関して契約の趣旨に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡した場合（引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時に目的物

が性状に関して契約の趣旨に適合しない場合)において、注文者がその不適合の事実を知った時から1年以内に当該事実を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由とする履行の追完の請求、代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、請負人が引渡しの時(引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時)に目的物が契約の趣旨に適合しないものであることを知っていたとき又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

以上